

令和8年度 佐渡市雇用機会拡充事業補助金のご案内

佐渡市（特定有人国境離島）における民間事業者等の雇用拡大を伴う、創業・事業拡大等に
必要な設備資金や運転資金を支援します。申請要領等の詳細は、佐渡市ホームページをご覧ください。
URL：<https://www.city.sado.niigata.jp>

※申請を希望される方は必ず事前相談を受けてください。

1 補助対象者

対価を得て事業を営む個人又は法人であって、以下の①～③のいずれかに該当する者

- ①佐渡市内において創業する者（事業を継承する者を含む）
- ②佐渡市内の事業所において、事業拡大を行う者
- ③主として佐渡市の商品・サービス等の販売を目的として、佐渡市以外の地域において創業する者

2 補助対象経費

裏面の「別表 雇用機会拡充事業の対象経費」を参照

3 補助率及び上限額

区 分	補助対象経費の上限額	補助金の上限額
創 業	600万円	450万円
事 業 拡 大	1,600万円	1,200万円
設備投資を伴わない事業拡大	1,200万円	900万円

4 事業実施期間

交付決定日（令和8年4月1日 ※予定）から令和9年2月28日

5 事前相談 申請方法や制度内容などについての相談（必須・事前予約制）

日程：令和7年11月4日（火）から11月14日（金）（土日祝日を除く）

時間：9時～17時

場所：佐渡市役所 地域産業振興課 ※リモートも可

6 個別相談会 中小企業診断士等による事業計画などについてのアドバイス（任意・事前予約制）

日程：令和7年11月26日（水）、27日（木）、28日（金）のうち、いずれか

場所：佐渡市役所内会議室 ※リモートも可

7 お申込み・お問い合わせ

佐渡市役所 地域産業振興課 産業振興係 担当：石塚・三浦

TEL：0259-67-7863 メール：ko-kakujyu@city.sado.niigata.jp

8 スケジュール予定

令和7年11月26日～令和7年12月12日	事前協議書、※ビジネスコンテスト受付期間
令和8年1月7日～16日	書類審査※ビジネスコンテスト予選
令和8年1月24日	※ビジネスコンテスト本選（最大5者）
令和8年1月29日～30日	事業審査会（計画書のプレゼンによる審査）
令和8年3月下旬	事業審査結果の通知
令和8年4月1日	交付申請・交付決定

※ビジネスコンテストは希望制です。詳細は、公式サイト<https://sado-business-contest.com/>をご覧ください。

別表 雇用機会拡充事業の対象経費

対象経費	内 容
1) 設備費、システム費又はこれらに係る減価償却費	●創業又は事業拡大に必要な機械、装置、器具、備品その他の設備の設置・購入費、リース・レンタル費（設置、据付工事を含む） ●創業又は事業拡大に必要なソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用・利用に要する経費 ●上記設備を格納する簡易な倉庫、納屋等の工事費 ●上記設備導入に伴って必要となる解体・処分費用 ●上記に係る減価償却費 注1) 中古品については、価格設定の適正性が明確なものに限ります。 注2) 売上増加につながらない単なる老朽化設備・施設の更新は対象になりません。 注3) 土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費は対象になりません。
2) 改修費又はこれに係る減価償却費	●事業の用に供する建物および建物附属設備の改修費（増築や改築を含む。建物と住居等が明確に分かれているものに限る。） ●創業又は事業拡大に伴い市内で新たに雇用する従業員の居住の用に供する建物及び建物附属設備の改修費（増築や改築を含む。代表者、役員及びその親族（三親等以内）が居住の用に供する場合を除く。） ●上記に係る減価償却費 注4) 土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費は対象外です。
3) 広告宣伝費	●広告掲載費、ホームページ、パンフレット、DM製作・配布・郵送費 ●商品の販路拡大、プロモーション、マーケティング等の販売促進費（調査費、出店料、外注費、専門家等への謝金、旅費等） ●創業又は事業拡大のために新たに雇用する従業員の求人にかかる費用（求人広告の掲載、求職者向けのセミナー・会社説明会への出展費用等）
4) 店舗等借入費	●創業又は事業拡大のために新たに借り入れする場合の事務所・事業所の賃料、店舗（物販店舗、飲食店等）のテナント料（店舗と住居等が明確に分かれているものに限る。）
5) 人件費	●創業又は事業拡大に必要な従業員の給与、賃金（事業拡大の場合には、新たに雇用する者に係るものに限る。） ●創業・事業拡大に伴って新たに雇用するパート・アルバイトの賃金（事業拡大の場合には、事業拡大に伴って新たに雇用する者に限る。） ●給与・賃金は1人あたり常勤雇用の場合は、月額35万円、非常勤雇用の場合は、月額20万円、パート・アルバイトは月額8千円/人を上限とする。 注5) 代表者、役員（創業者、雇用主等）及びその親族（生計を一にする三親等以内）に対する人件費は対象となりません。
6) 研究開発費	●商品又はサービスの研究開発に係る経費（市場調査費、試作品の製作費、委託・外注費、専門家等へ謝金、旅費等）
7) 島外からの事業所移転費	●佐渡市外から佐渡市内への事業所移転・引越し経費、従前の事業所の原状回復費その他移転に係る諸経費
8) 従業員の教育訓練経費	●従業員の資格取得（佐渡市内で取得できないもの）・研修・講習受講に係る経費（創業又は事業拡大に直接必要なものに限る。） 注6) 求職者の人材育成にかかる経費や、創業・事業拡大に伴わない教育訓練費は対象になりません。
9) 感染防止対策費	●新型コロナウイルス感染症その他の感染症に係る感染防止対策に必要な経費（消毒費用、マスク費用、清掃費用、飛沫対策費用等）

※上記表に掲載されている経費以外（消耗品等）は原則対象外とします。ただし、事業に必要不可欠なものは必要な理由を確認し、適当と認めれる場合があります。

※自社製品の調達等があり、補助事業者の利益等相当分が含まれる場合は、当該経費について対象とならない場合があります。